

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更に係る 特記仕様書（営繕工事）

（適用）

第1条 本工事は、中東情勢により供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「対象資材」という。）の調達に必要な経費（以下「別途調達経費」という。）について、設計変更ができる対象工事である。

（対象資材）

第2条 本工事における対象資材は、原則として、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板とする。

2 前項に規定する対象資材以外で、工事目的物を完成させるために使用する建設資材に対象資材に該当するものがあるときは、受注者にて対象資材であることを証明する資料等を監督員に提出し、受発注者間で協議のうえ対象資材とすることができる。

（別途調達経費）

第3条 別途調達経費が必要となる場合は、次の場合を想定している。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動する製造業者・専門工事業者の諸経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更は行うものとする。

- ①対象資材の代替資材を調達した場合
- ②対象資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③対象資材を調達した場合（ただし、別途調達経費を含む）

（別途調達経費に係る協議）

第4条 受注者は、対象資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に書面にて対象資材の調達状況等を踏まえた取扱いについて監督員と協議し、調達方法等を決定した後、調達前に「対象資材に関する協議書（様式1）」を監督員に提出し協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどを用いて協議することも可能とするが、遅滞なく書面により協議するものとする。

(別途調達経費の証明)

第5条 受注者は、「対象資材に関する協議書(様式1)」にて協議した対象資材の別途調達経費に関する証明書類(実際の取引伝票等)について、「対象資材に関する実施報告書(様式2)」により必要な証明書類等を添付し監督員に提出するものとする。

2 代替資材を調達する場合、受注者は代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料(カタログ等)を監督員に提出するものとする。

3 受注者は、監督員から必要に応じて別に詳細な資料等の提出を求められた場合は、資料等の提出にあたり誠実に対応しなければならない。

(対象数量)

第5条 設計書の数量のうち、供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。

(工期変更)

第7条 本設計変更に伴って必要となる工期変更について、受発注者間で協議のうえ、適切に工期変更を行うこと。

(適用除外)

第8条 本特記仕様に基づく設計変更内容は、工事請負契約書第26条(スライド条項)の対象外とする。